

「平成30年度第3回中小企業のための法律セミナー」開催！

～大阪弁護士協同組合 山浦弁護士が「有期契約労働者の無期転換ルール～基本知識と実務対応のポイント～」について講演～

8月29日(水)マイドームおおさかにおいて「平成30年度第3回中小企業のための法律セミナー」を開催いたしました。参加者は37名でした。

講演のテーマは「有期契約労働者の無期転換ルール～基本知識と実務対応のポイント～」、講師は大阪弁護士協同組合所属の山浦美紀弁護士。



山浦美紀氏

山浦弁護士は、まず、メンタルヘルス、ハラスメント等最近多い事件について話され、その後、本題に入りました。講演では、1「無期転換制度とは？」として、有期労働契約、派遣法、無期転換について説明があり、続いて、2「無期転換制度が導入された理由は？」として(1)有期労働契約に関する実態調査の結果、(2)有期労働契約法則、(3)無期転換制度導入の理由、また、3「無期転換制度が使用者に及ぼす影響は？」について、レジュメに基づく詳細な説明が行われました。さらに、4「無期転換申込権の行使要件は？」として、労働契約法18条1項に定められた6つの要件をそれぞれ分かり易く解説されました。

続いて、5「無期転換申込権の行使の結果」、6「無期転換受け入れの方法は？」、7「無期転換を受け入れないようにする方法はあるのか？」、8「無期転換労働者に適用する就業規則作成の必要性と留意点は？」、9「団体交渉の申し入れ」、のそれぞれの項目について、レジュメに基づく詳細な説明が為されました。

講師の山浦弁護士は、使用者側労働法務に特化した法律事務所に所属し、労使紛争に関する訴訟や交渉を多数手掛けるなど、労働法務に精通しておられ、本日の講演も平成30年4月から本格始動となった有期契約労働者の「無期転換ルール」の基本知識と実務対応を考える上で大変参考となるものでした。

終了後に実施したアンケートには、「無期転換の自社対応方法について良くわかり参考になった」、「分かり易い説明だった。契約社員を使用している為、今後の参考になった」、「現代社会、企業にとって必要な内容であり、説明を聞いて良かった」などの感想が寄せられ、無事セミナーは終了いたしました。

大阪府中央会では中小企業の皆様が抱える法律上の悩みやトラブルの解決に向けて、今後もこうしたセミナーを定期的開催してまいりたいと考えております。

お時間の都合がございましたら、是非、次回以降も多数ご参加をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

